

広島県ゴルフ協会 ジュニア会員規定

本会は、広島県のゴルフの将来をになうジュニアゴルファーを健全に育成するために、「ジュニア会員制度」を設け、本会加盟団体の協力を得て、会員に対し様々な特典を提供しております。

ジュニア会員になるためには

次のいずれかの方は、会員登録申込みを行なうことができます。

- ・本会の主催する「ジュニアスクール 体験メニュー」に入校し、修了した方。
- ・本会に加盟する「広島県高等学校ゴルフ連盟」に加盟している方。
- ・本会に加盟する「広島県ゴルフ練習場協会」に加盟している練習場のジュニアスクールに入校し、会場の支配人及び指導者が承認した(レベルC以上)方。

ジュニア会員登録方法

会員の登録は、次の手続きを行ないます。

ジュニアスクール 体験メニュー受講生の場合

入校申込時に合わせて会員登録を行っていただきます。入校申込書は登録申請書を兼ねています。

但し、会員となるのは、体験メニュー修了時点です。

広島県高等学校ゴルフ連盟加盟の生徒の場合

学校を通じて、広島県高等学校ゴルフ連盟(高ゴ連)事務局に登録申請書を提出します。

登録料

初年度登録料 500円 (2年目以降継続登録料:500円)
(ジュニアスクール体験メニュー受講料は別途必要です)

有効期間 登録時から年度末3月31日までとなります。
(但し、体験メニュー第2期に入校された方には、3月末に行う合同練習会で次年度の会員証を交付しています)

ジュニア会員証

会員証の取り扱い

本人以外の使用を禁じます。

紛失した際は必ず届け出を行ってください。再発行は致しません。有

効期限を確認し、失効した場合は責任をもって破棄してください。

ジュニア会員の特典と資格

会員特典

広島県ゴルフ協会ジュニアゴルフ会員証を持っている方は、本会加盟団体及び関係団体の提供する様々な会員特典を受けられます。

ゴルフ場利用

本会加盟団体である広島県ゴルフクラブ連盟では、加盟クラブの理解と協力を得て多数ジュニア会員特別料金を設定いただいています。

予約時に会員証記載内容を確認し、来場時は会員証を提示しなければなりません。

(注:ゴルフ場毎に利用方法、特典内容が異なるため、最新情報はジュニアゴルフ通信「Green Egg」により詳細確認を必ず行なってください。)

練習場利用

本会加盟団体である広島県ゴルフ練習場協会では、加盟練習場の理解と協力を得て、ジュニアスクール指定練習場をお引受けいただいています。指定練習場を利用の際は会員証を提示しなければなりません。

(注:練習場毎に利用方法、特典内容が異なるため、最新情報はジュニアゴルフ通信「Green Egg」もしくは、スクールで所属している練習場の指導者に確認してください。)

資格の失効

ジュニア会員として不適当とみなされる行為、また保護者に本会が行うジュニア育成事業趣旨に反する行為があった場合、会員資格を失効する場合があります。

資格の延長

ジュニア会員資格は、高校3年生卒業年の3月末日までとします。ただし、定時制高校など4年制の高校に在学する場合、希望者は満19歳誕生日前日まで延長が可能です。